

農地中間管理事業における賃借料の物納での取扱いについて

平成27年10月20日 制定

平成30年 9月27日 一部改正

(公財) 福島県農業振興公社

1 目的

農地中間管理事業における賃借料の物納での取扱いに係る手続き等を定めるため。

2 取扱う物納の種類

農地中間管理事業で取り扱う物納の種類は、玄米のみとする。

3 物納希望の申し出と調整

(1) 貸付者（農地所有者）

賃借料の物納を希望する場合は、「農地中間管理事業賃貸申出書（農地所有者用）」（借入様式1号）の希望する賃借料の欄に、希望する玄米の銘柄、規格、10a当たりの希望数量（kg）を記入し提出する。

(2) 耕作者

賃借料の物納を希望する場合は、「エントリーシート」（貸付様式2号）の利用条件の欄に希望する玄米の銘柄、規格、10a当たりの希望数量（kg）を記入し提出する。

ただし既にエントリーしている者の未契約分については、今後調整の際に賃借料の物納での取扱い希望を確認し調整する。

(3) 両者の調整等

貸付者（農地所有者）と耕作者の希望が一致しない場合は関係者で調整し、両者合意の場合のみ物納の手続きを行うが、合意に至らない場合は、金納による貸借を進めるものとする。

4 物納の納付と確認方法

(1) 耕作者

ア 契約で定められた玄米（銘柄、規格、数量）を、別紙「賃借料（物納）請求書」（耕作者用）の納入期限（12月15日）までに貸付者（農地所有者）宅へ直接届ける。

イ 届けた際に、別紙「賃借料（物納）受領確認書」に4の(2)により貸付者（農地所有者）から受領を確認、押印いただき、併せて別紙「賃借料（物納）納入報告書兼確認書」に確認印を押印して公社へ送付する。

なお、当該書類は事前に公社から耕作者あてに送付する。

(2) 貸付者（農地所有者）

(1)で届けられた玄米を確認し、耕作者が持参する4の(1)のイの別紙「賃借料（物納）受領確認書」に押印し耕作者へ渡す。

5 手数料徴収について

(1) 公社手数料に関する規程に基づき、借入、貸付各1件当たり800円を徴収する。

(2) 徴収方法は、11月20日に所有者及び耕作者の指定口座から振替により徴収する。

(3) 1件の契約は、原則として物納か金納のいずれか1種の契約とするが、同一人が、複数人と契約する場合など、「物納」と「金納」が併存する場合は、規程に基づく金納分で算出する手数料を徴収する。